

認知症対応型共同生活介護 いちょうの里グループホーム

重要事項説明書

I. 施設経営法人

1. 事業者

(1)名 称 社会福祉法人迫川会
(2)代 表 者 理事長 山田 守利
(3)所 在 地 987-2203 宮城県栗原市築館字下宮野館 108 番地
(4)電 話 番 号 0228-22-7887
(5)FAX番号 0228-22-6600

2. 運営施設

(1)名 称 認知症対応型老人共同生活援助事業
いちょうの里グループホーム（ぎんなん荘）
(2)所 在 地 987-2203 宮城県栗原市築館字下宮野館 108 番地
(3)施設長名 施設長 伊藤 幸淑
(4)電 話 番 号 0228-22-7888
(5)FAX番号 0228-22-6600
(6)成立年月日 平成13年8月4日
(7)指定番号 0471300244

3. 事業目的

社会福祉法人迫川会が開設する認知症対応型老人共同生活援助事業いちょうの里グループホーム（ぎんなん荘）（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型老人共同生活介護援助事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者が、要介護状態にある高齢者に対して適正な指定認知症対応型老人共同生活援助を提供することを目的とします。

4. 運営の方針

指定認知症対応型老人共同生活援助事業は、要支援2もしくは要介護1～5であつて認知症の状態にあるもの（当該認知症に伴つて著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴つて著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）について、共同生活住居（法第7条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、利用者様がそれぞれの役割をもつて 家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めます。

II. 事業内容

1. 営業日、営業時間

年中無休で営業しております。

- ・ 電話受付は 24 時間受付しております。

2. 利用定員

- ・ 18名 (1ユニット9名 2ユニット)

3. 居室の概要

- ・ 全室個室 (14.49m²)
- ・ 居間
- ・ 食堂
- ・ 便所 (1ユニット当たり3ヵ所)
- ・ 多目的ホール
- ・ 浴室
- ・ 洗濯家事室
- ・ 物干場

4. 職員の配置—認知症対応型共同生活介護の全職員が利用者様を支援いたします。

(指定基準は遵守)

- ① 所長 (管理者、生活相談員) 兼計画担当者 1名
- ② 計画担当者 (介護支援専門員) 1名
- ③ 介護士 13名

5. 処遇職員の勤務体制

(生活相談員・介護職員)

早 番	午前	7:00～	午後	4:00
日 勤	午前	8:30～	午後	5:30
遅 番	午前	9:30～	午後	6:30
夜 勤 (明番)	午後	5:00～	翌朝	9:00

III. 運営について

1. 利用の手続き、説明、同意を得ることについて

- ① 利用されるまでに、ご本人に対して (御家族含む) 運営の規程等を説明いたします。
- ② サービスの内容、利用期間等について、ご理解と同意を得られるようにお話しします。
- ③ 相互理解の上で契約を結びます。

2. 利用開始に当たって

- ① 主治の医師の診断書等により当該入居申し込み者が認知の状態にある者であって要支援2もしくは要介護1～5と認定されている必要があります。
- ② 利用者様の心身の状況、疾病、御家族の状況等について伺います。
- ③ 在宅から初めて当施設を利用される場合には健康状態、疾病に関する診断書等の関係資料が必要です。
- ④ 緊急の場合の連絡先をお知らせ願います。
- ⑤ 感染症の疑いのある場合には、他の利用者様や職員に与える影響も大きいので、専門病院の治療と診断を得てから、ご利用いただきます。
- ⑥ 処遇方法の参考の為に、生活歴等についての情報提供をお願いします。

3. 認知症対応型共同生活介護における基本的な事項

- ① 利用者様の身体状況による必要な日常動作訓練の生活援助を行います。
- ② 利用期間中に提供する、サービスの内容について説明をいたします。
- ③ 本人もしくは、他の利用者様の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者様の身体拘束や行動の制限は行ないません。
- ④ サービスの提供に当たっては、職員の専門研修等で研鑽しながら、生活介護全体についての評価を行い、サービスの質の向上に努めてまいります。

4. 認知症対応型共同生活介護計画の作成について

- ① 利用者様の心身の状況、希望等を踏まえて介護従事者と御家族で協議の上、援助の目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成します。
- ② 認知症対応型共同生活介護計画については、利用者様及び御家族に説明をいたします。
- ③ 認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、利用状況の把握を行い定期的もしくは、必要において認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとします。

5. 介護サービスについて

- ① 利用者様の心身の状況に応じ、利用者様の自立支援と生活の充実につながるように適切な介護サービス実施に努めます。
- ② 利用者様の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めます。
- ③ 健康管理について
 - ・利用者様の健康及び心身の状況把握は、認知症対応型共同生活介護計画の作成上重要であり、日常の健康管理とサービスの実施記録・資料をもとに、個々にあった適切な健康管理サービスに努めます。
 - ・定期的なバイタルチェック・医療的な経過措置。
- ④ 入浴について
 - ・入浴前の健康・身体チェックと入浴後の静養・水分補給を実施します。
 - ・入浴は原則として毎日入浴可能とし、希望浴とします。
 - ・拒否者に対する入浴も御家族と協議し、認知症対応型共同生活介護計画に位置づけ週3回以上の入浴で、望まないことが続いた場合は清拭又は、シャワー浴を実施いたします。
- ⑤ 排泄について
 - ・状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
 - ・トイレは常に清潔を保ち、換気、悪臭防止に努め、利用者様が快適に使用できるように心がけます。
 - ・生活にリズムをつくりながら便秘をしないよう、水分補給の徹底や繊維質の食材を上手に組み合わせたり、体操や散歩等の運動をすすめています。
 - ・個々のニーズに合った多様なサービスの提供とその改善に努めています。
- ⑥ 離床、着替え、整容について
 - ・毎朝の起床時には日常着に着替え、洗面、歯磨き等を行ない、離床して食事を取り、一日の活動を開始できるようにします。常に身の回りの清潔に気をつけて、より快適な生活を送れるように支援します。
 - ・理容・美容も希望によって実施いたします。
 - ・シーツ交換は週1回以上実施します。
- ⑦ 食事について
 - ・献立は栄養士による食材のチェックにより、新鮮な食材を提供します。食材は、利用者様に必要な栄養や嗜好に配慮した献立によって提供いたします。又、基本的には介護従事者と共同で調理や盛り付けを行います。

食事時間 朝食 7：30～

昼食 12：00～

夕食 17：30～

⑧ 日常動作訓練について

- ・利用者様へのサービスの継続性に配慮しながら、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持を図るために必要な支援をしています。

6. その他

① その他のサービスについて、

- ・教養娯楽等の行事を行ない、利用者様が楽しく、意義がある生活が出来るように努めています。
- ・毎月、季節に応じた行事を行なっています。
- ・利用者様の御家族、関係医療機関、関係保健機関との連絡を密にしています。

② 通院について

- ・緊急時を除いて御家族で対応してください。

③ 緊急時の対応

- ・利用者様の症状等に変化が生じた場合には、御家族に連絡した上でかかりつけの医師の指示に従います。また、場合によっては協力病院(栗原中央病院)に責任をもって引継ぎます。
- ・地震、火災等の非常災害の場合には、特別養護老人ホームいちょうの里の防災計画に従って実施しています。

④ 地域との連携

- ・行事は毎月のように実施されていますが、老人クラブ、ボランティア、婦人会の方々等に協力をいただきながら、実施しています。
- ・非常災害等の場合に備え、地域の消防署、消防団、婦人防火クラブ、協力員の方々の協力を得て防火活動の訓練を実施しています。

⑤ 相談及び援助

利用者様の心身の状況に応じて、相談と必要な支援を行なっています。

⑥ 利用料金について

(1) 重要事項説明書別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食材費、家賃、水道光熱費に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、負担割合に応じて異なります。重要事項別紙は介護保険事業計画にて変更があり、認知症対応型共同生活介護の内容に変更が生じた場合には差し替えいたします。）

(2) 以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

- ・おむつ代は別途料金になります。又、受診料や散髪代など日常生活で必要な費用は利用者様負担となります。
- ・利用者様が入院した際、又外泊した際にも家賃は徴収いたします。

(3) レクエーション・ドライブ・クラブ活動

材料費・見学費等がかかる場合は実費をいただきます。

(4) 日常生活に必要な経費は、ご負担願います。

（介護保険給付対象外の費用で、日常生活必需品等）

(5) 通院付き添い

身元様、ご家族様が急な用事等で通院できない理由があり、職員が付き添って通院した場合、及び送迎時等の場合、別紙の料金をいただきます。

⑦ 利用料金のお支払い方法

- ・料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求致します。

以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み
仙台銀行 築館支店 607 普通預金 4340661
ウ. 金融機関口座からの引き落とし
利用できる金融機関：仙台銀行

IV. その他

1. 苦情の受付について

① 当事業所における苦情の受け付け

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

[職名] 所長（管理者）

○ 受付時間 毎日 8:30 ~ 17:30

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

② 行政機関その他苦情受付機関

栗原市築館総合支所 市民サービス課	所在地 栗原市築館伊豆2丁目6-1 電話番号 0228-22-1111 受付時間 8:15~17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番地3号 電話番号 022-222-7700 受付時間 平日（月曜日から金曜日）の9:00~16:00
栗原市社会福祉協議会	所在地 栗原市築館薬師3丁目6-2 電話番号 0228-23-8070 受付時間 8:15~17:15

2. 当苑の施設をご利用いただく際の留意事項について

認知症対応型共同生活介護の処遇については、御家族の協力が不可欠であります。

① 利用期間中の面会について

- ・来訪・面会につきましては、早朝、深夜はご遠慮いただきますが、平常時は自由に面会いただいて結構です。
- ・面会名簿への記録と職員への声掛をお願いします。
- ・お土産持参の場合は、生物・餅類（のどに引っ掛けたりする危険のあるもの）は職員にお話して下さい。

② 施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。

③ 外出・外泊について

- ・利用者様が外出、外泊する際は、事前に職員に申し出て下さい。
- ・外泊・外出申請書にご記入下さい。（外出先、出発時刻、帰苑時刻等）

④ かかりつけの医師、他の医療機関への受診について

- ・原則として御家族の方の対応となります。又、主治医がない場合は、職員にご相談下さい。

⑤ 喫煙、飲酒等について

- ・火事等の防止のため、喫煙は決められた場所でお願いします。
- ・たばこ、ライター、マッチはお預かりします。
- ・飲酒は、かかりつけ医師の許可がある場合、夕食時にご利用下さい。

⑥ 迷惑な行為について

- ・ラジオ、テレビ等使用の場合、音量を絞って使用していただきます。
- ・慣れ親しんだ家具などの持ち込みは、自由です。持ち込む場合には職員にご相談下さい。

- ・他の居室への出入りはご遠慮下さい。（トラブル・事故防止のため）
- ・施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
- ・宗教活動、政治活動等は施設内ではご遠慮いただきます。

⑦ 金銭等の管理

(ア) 現金及び預貯金につき原則として管理しません。また、財産の管理運用についてもこれを行いません。

(イ) 事業者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する場合は、金銭等の管理をすることがあります。

1. 日常に必要な金銭の保管管理

2. 利用者様が事業者に依頼したさい。

※ 利用者様（御家族）に定期的に決算報告を行います。

認知症対応型共同生活介護サービスの開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

認知症対応型老人共同生活介護援助事業いちょうの里グループホーム（ぎんなん荘）

令和　　年　　月　　日

説明者

認知症対応型共同生活介護サービス担当 狩野 伸一 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

認知症対応型共同生活介護サービスの利用に同意しました。

利 用 者 住所

氏名 印

御 家 族 住所

氏名 印

重要事項説明書《別紙》

いちょうの里グループホームぎんなん荘

認知症対応型共同生活介護の費用を下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と家賃、水道光熱費、食費に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

令和7年9月1日より（1日あたり） 「単位：円」

要介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単価	7,490	7,530	7,880	8,120	8,280	8,450
1割負担	749	753	788	812	828	845
(保険給付額)	(6,741)	(6,777)	(7,092)	(7,308)	(7,452)	(7,605)
2割負担	1,498	1,506	1,576	1,624	1,656	1,690
(保険給付額)	(5,992)	(6,024)	(6,304)	(6,496)	(6,624)	(6,760)
3割負担	2,247	2,259	2,364	2,436	2,484	2,535
(保険給付額)	(5,243)	(5,271)	(5,516)	(5,684)	(5,796)	(5,915)
家賃			800(介護保険外)			
水道光熱費			750(介護保険外)			
食材費						
朝 320 昼 383 夕 297			1,150(おやつ代含む、介護保険外)			
自己負担①	3,219	3,223	3,258	3,282	3,298	3,315
【上段1割】	3,968	3,976	4,046	4,094	4,126	4,160
【中段2割】	4,717	3,976	4,834	4,933	4,954	5,005

※自己負担①に加え下記体制に該当する場合、1日につきそれぞれの料金負担となります。

1. サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算(I)	22/日	(I) 介護福祉士 70%以上、または勤続 10 年以上資格保有者 25%以上
サービス提供体制強化加算(II)	18/日	(II) 介護福祉士 50%以上
サービス提供体制強化加算(III)	6/日	(III) 介護福祉士 40%以上、または勤続 7 年以上の介護職員が 30%以上

※介護福祉士の配置割合により変更になる場合があります。

2. 若年性認知症利用者受入加算（対象者のみ）

- 40歳以上 65歳未満（誕生日前々日まで）

120/日

3. 口腔衛生管理体制加算

- 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。

30/月

4. 認知症専門ケア加算Ⅰ

- 認知症自立度Ⅲ以上の入居者が 50%以上
- 「認知症介護実践リーダー研修」の修了者を、日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が 20 人未満の場合は 1 人以上を配置。
- 職員に対して、認知症ケアに関連する留意事項の伝達または技術的指導に関わる会議を定期的に開催。

3/日

5. 栄養管理体制加算

- 管理栄養士（外部との連携含む）が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うこと。

30/月

6. 初期加算

30/日

(1) 入所日から 30 日間

(2) 30 日を超える病院又は診療所への入院の後に再び入居した場合 (30 日間)

7. 身体拘束廃止未実施減算

10%/日減算

- ・身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について介護職員その従業者に周知徹底を図ること。 (※)
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※認知症対応型共同生活介護においては、運営推進会議を活用することができるところとする。

8. 介護職員処遇改善加算 I

介護給付費加算合計×18.6%

- ・別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施

※上記合算（家賃、水道光熱費、食費を除く）した 1 ヶ月の合計×18.6%です。

9. 生産性向上推進体制加算 II

10/月

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行ってること。
- ・見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入していること。
- ・1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

10. その他、介護保険以外の利用料金

- ・通院付き添い 依頼があり職員が付き添いをした場合 1 回 3,000 円
- ・通院支援 通院時の送迎、職員のみ医療機関に行った場合 1 回 2,000 円
- ・床屋 別途価格となります
- ・活動等で個人的に必要な物は、自己負担となります。

11. キャンセル料金

- ・食事の停止は前日までに申し出て下さい。(当日の場合は料金を頂きます。)

1 月あたりの介護サービス利用料は、上記の「介護費の自己負担合計額×日数+介護職員処遇改善加算+介護職員特定処遇改善加算」の合計額となります。

【他の加算】

医療連携体制加算 I イ	看護師 1 名常勤	57 単位/日	レ
医療連携体制加算 I ロ	看護職員 1 名常勤(准看護師の場合は他の看護師と連携確保)	47 単位/日	
医療連携体制加算 I ハ	看護師 1 名確保	37 単位/日	
口腔・栄養スクリーニング加算(I)	6 カ月ごと担当ケアマネジャーに情報提供する。	20 単位/回	
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。	40 単位/月	レ

※医療連携体制加算 II は医療管理の条件に該当する利用者が一人以上いる事。